

日本における企業会計制度の国際化

咸 剛 国

要 旨

현재에 있어서 회계기준을 둘러싼 세계적인 흐름은, 국제회계기준을 중심으로 한 통일화를 목표로 하여 통합되어 가는 과정에 놓여 있다고 할 수 있다.

일본은 내외환경의 변화로부터의 요구에 적확하게 대응하기 위해 「회계빅뱅」을 통하여 기업회계기준을 국제적 수준으로 설정하여 시행하고 있다. 또 다양한 이해관계를 갖는 전문가들이 참여하는 민간의 「재무회계기준기구」를 설립하여 회계기준설정권을 위양함으로써 국내의 여러 현실을 반영하면서도 국제적으로 비교 가능성이 높은 기업회계기준을 설정토록 하고 있다. 이러한 변화는 금후 일본에 있어 기업회계기준의 설정뿐만 아니라 기업의 회계실무, 공인회계사의 회계감사, 회계학의 연구등에 발전을 촉진할 것으로 기대되며, 나아가 국제재무보고기준의 설정등에 참가등 국제적인 활동에 있어서도 긍정적으로 크게 작용할 것으로 예상된다.

본 연구의 초점은, 일본에 있어서 회계빅뱅과 관련한 기업회계기준의 국제화 내용과 민간의 회계기준설정기구와 관련된 현상을 고찰하였다. 또 금후 일본에 있어서 기업회계의 발전에 필요하다고 판단되는 내용을 제시하고 있다.

キーワード……会計ビッグバン 企業会計基準 財務会計基準機構 企業会計基準委員会

はじめに

経済環境のグローバル化の進展により、企業の事業活動も複雑になり、また、金融・証券取引などの国際化により、資金の移動、証券投資、貿易取引などが活発になってきた。そこで、情報利用者の意思決定に有用な情報提供を目的とする会計は、従来、利用者の範囲を国内に限定していたが、国際的に拡大し、有用性を持つ情報を提供しなくなってきた。会計実務を導いて行くための指導原理としての会計基準は各国の政治・経済・社会・文化等諸環境を反映した環境の産物である。したがって、会計基準は会計を巡る環境が変化すれば、的確に対応し、変わらなければならない。

現在、全世界的に通用可能な会計基準として国際会計基準が存在している。近年、国際会計

基準は証券監督者国際機構などの支持表明を得たため、その地位と権威がより高まってきた。また、各国の会計基準は国際会計基準との調和化ないし整合性を高める方向で設定・改正することが要求されるようになった。このような動向と関連して、1997年前後から多くの国家では活発に会計基準の改正と会計設定機関を民間部門に委譲させるなどの変化が生じている。

日本は、国内的には企業活動の複雑化及び高度化、金融及び証券取引の国際化などが進展した。これを背景に企業内容の開示において透明性の確保と国際的動向を踏まえた会計基準の整備が要求された。また、国際的には国際会計基準に対する証券監督者国際機構等の権威ある国際機関の支持表明及び国際会計基準委員会自体の組織改革¹⁾など、一連の措置がなされた。これらの国際的環境変化は、各国の会計基準に対する従来の国際的「調和化」から、国際的「統一化」への転換を促した。

日本は、既に会計ビッグバンを通じて国際会計基準との整合性を高めるように会計基準を改正、施行しているが、「レジェンド問題」の発生等、その国際的評価はあまり高くない。また、会計基準設定権を国家機関が持っている状況下では、国際的会計基準に関する動向に対応することに限界があることを認識し、会計基準設定権を民間に委譲することやそのあり方に対する活発な検討がなされてきた。それらの努力の結果として、2001年7月に、民間機構としての会計基準設定機関が設立されたことは、今後、日本の会計制度発展のインフラを構築する上で、大きな意義を持つといえよう。これらの努力は国際的環境変化に積極的、能動的に対処するインフラストラクチャを構築するものでその意義は大きい。今後、日本における会計の発展を加速化させる契機になることが期待される。

本研究は、日本における会計ビッグバンによる国際化の背景と新しくなった会計基準の内容、会計基準設定機関の設立等と関連する内容を考察した後で、今後、企業会計の発展課題を提案することがその目的である。

本研究は会計制度の発達過程をレビューし将来を展望する、記述的な研究方法論を採用している。

論文の構成と内容は以下の通りである。

第一に、会計ビッグバンによって国際化された日本の会計基準に対して、その必要性、意義及び期待効果、現在、国際化が進行している会計基準についてその内容を考察する。

第二に、日本において民間の会計基準設定機関を設立することになった動機、経緯、組織及び機能、会計基準設定プロセス及び事業内容、資金調達に関する内容などを考察する。

第三に、本研究を通じて、今後、日本における会計の発展にとって重要だと思われる様々な点を提案する。最後に、今までの結果を総合することによって研究のむすびとする。

企業会計基準の国際化

1 国際化の必要性

経済環境のグローバル化の進展により、企業の事業活動も複雑になり、また、金融・証券取引などの国際化により、資金の移動、証券投資、貿易取引などが活発になってきた。このような環境の変化は、会計が産み出す情報に対しても、国際的な利用ができるように透明性や有用性を持たせることが要求されてきた。特に、経済の重要なインフラである会計基準は、国際化などの急速な変化に合わせて的確に対応することができるよう、その機能の強化が必要である。しかし、その間、「日本の会計制度は、新たな会計基準の設定に導かれて改善されていったのであるが、経済や企業活動の国際化、複雑化が急激であったため、国際的対応に遅れをとることとなった。これと並んで会計基準の運営や会計監査における前近代要素、とりわけ監査人の独立性などに問題のあるケースが生じ、これが大企業倒産事件などを契機として露呈し、内外の信用を失墜せしめることとなった²⁾」というさまざまな問題が存在したが、国内的には変化に対する要求はあまり高くなかった。しかし、バブル経済の崩壊は、経済と関連した制度にひそむ諸矛盾、構造的欠陥などに対する問題の自覚を進めた。すなわち、バブル経済の崩壊は、日本の諸制度を変化に対応させる必要性を認識させる契機となった。また、このような変化に対する認識は、「日本版ビッグバン」が起きた要因になった。

2 会計ビッグバンの意義

日本版ビッグバンの背景には、国内的にバブル経済の崩壊、日本の企業の情報と市場開放の要求など対外的な環境の変化への確に対応しなければならないという要請がある。これらの要求は、金融・証券分野だけに限定されたことではなく、改革の内容としては、財政構造改革、経済構造改革、行政改革、金融構造改革、社会保障改革、教育改革などの6大改革を目標としてなされた。したがって、これらの6大改革を包括し、「日本版ビッグバン」と呼んでいる。

「日本版ビッグバンは『フリー』『フェア』『グローバル』を柱に、金融システム改革を実現することを目指している。『フリー』と『グローバル』は客観的に把握できる概念であり、規制がいくつ撤廃されたか、日本の制度が国際標準にどこまで近づいたかで進捗の度合いを判断できる。これに対して『フェア』は、はるかに主観的な概念だが、『フェア』な市場といえば、『透明で公正な』市場である。これは、ルールが明確に定められ、公平に適用されること、会計基準とディスクロージャー基準によって市場参加者がリスクと機会を評価できるだけの情報を得られるようになってきていること、発行体と投資家の利害が最優先されることを意味する。透明性が高まれば、日本の金融市場に対する信任を回復することができ、東京市場の再活性化の一助にもなるだろう。また、日本の官僚機構と大手金融機関を揺るがしているようなスキャンダルの再発を防止することもできよう。日本版ビッグバンが本当に成功を収めるかどうかは、金融

システムがどこまでフェアで透明なものになり、市場参加者すべてにとって利益になるか否かで判断される³⁾」という説明によると、金融及び証券市場の再活性化を導くためには「フリー」「フェア」「グローバル」の3原則を導入していることが重要である。

3 会計ビッグバンの内容

日本版ビッグバンの内容の中で、特に景気悪化と関連し大きく注目を集めたことは金融構造改革であった。この金融構造改革を効率的に達成するために会計制度改革、つまり会計ビッグバンは避けられない課題であった。すなわち、内外からの会計制度に対する改革の要求に合うように、個別財務諸表中心から連結財務諸表中心に開示制度の転換をはじめとして、キャッシュフロー計算書、税効果会計、時価会計等様々な新たな会計基準が導入されたことである。これらの企業会計制度的変化を会計ビッグバンといい、その結果、作成された会計基準を「新会計基準」と呼んでいる。結果的に、日本における会計制度は、「会計ビッグバン」を通じて国際的に整合性を持つ企業会計基準が設定されることになった。

一連の会計制度の変化の中で、重要なものの一つは、個別財務諸表中心の開示制度から、連結財務諸表中心の開示制度へ変化したことだろう。これらの変化は、「財務諸表上に開示すべき情報の範囲が単体ベースから連結ベースへと拡大することになるという量的な変化を越えて、証券取引法会計の本来の役割機能として、分配可能利益の算定機能よりも投資意思決定情報提供機能が重視される⁴⁾」という側面で会計目的観の変換がなされた。すなわち、会計思考は従来の分配可能利益算定による利害調整機能から投資意思決定に有用な情報を提供するための伝達機能へ移っていくことになった。これによって、「原価・実現主義」の概念から「時価・発生主義」の概念へ、測定基準も変化しているのが現状である。日本における「会計ビッグバン」による企業会計基準の国際化のプロセスを年代順にみると表-1のとおりである。

連結財務諸表制度は、1997年6月6日、企業会計審議会が「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を作成、公表することによって、個別財務諸表を中心にした伝統的開示制度から連結財務諸表へ転換し、1999年4月以降開始する事業年度から適用するようにした。すなわち、企業が作成し、提出するようしていた有価証券報告書は、2000年3月決算分から連結財務諸表で作成し提出するようになった。連結財務諸表は、「連結財務諸表は支配従属関係にある二以上の会社からなる企業集団を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告するために作成するもの⁵⁾」として、経済的利害関係者たちに企業集団全体に関する財務情報を提供することで、企業集団という経済的単位次元から、投資家の投資意思決定、債権者の授信意思決定、経営者の経営管理の意思決定、政府の企業規制等に利用される。さらに、資本市場の国際化によって企業が国際資本市場から海外資金を調達するためにもそれは必要とされる。これらの要請によって、個別ベースから連結ベースへの転換は大きな意義を持ったと言えることができる。さらに、連結キャッシュフロー計算書の作成と中間期に

中間連結財務諸表の作成も義務づけられるとともに、連結財務諸表の適用子会社の範囲は「持株基準」に加えて「実質支配力基準」によって決定するように定めている点を見ると、連結中心の企業会計の時代になったということもできる。これによって、会計情報利用者は企業集団に対する情報を容易に入手することが可能になった。また、国際的に整合性を高める情報の提供及び企業集団内の内部取引を通じて粉飾決算などを防止することにも有用に作用することが期待される。

表-1 日本における会計制度の国際化のプロセス

年度	内 容	その他
1996.11.11	金融システム改革として日本版の金融ビッグバン実施	
1997. 6. 6	連結財務諸表制度の見直しに関する意見書	1999年4月より
1998. 3.13	研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書	1999年4月より
同 上	中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書	2000年4月より
同 上	連結キャッシュフロー - 計算書等の作成基準の設定に関する意見書	1999年4月より
1998. 6.16	退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書	2000年4月より
同 上	中間監査基準の設定に関する意見書	
1998.10.30	税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書	1999年4月より
同 上	連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い	1999年4月より
1999. 1.22	金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書	2000年4月より
1999. 2.19	有価証券報告書等の記載内容の見直しに係る具体的な取扱い	1999年4月より
1999.10.22	外貨建取引等会計処理基準の改正に関する意見書	1999年4月より
2001. 7.26	民間の会計設定機構として「企業会計基準委員会」設立	

(出所) 宮田慶一、「わが国企業会計制度改革をめぐる現状と展望」『にちぎんクオーターリー』、1999年冬季号(日本銀行ホームページから2002.1.2検索、<http://www.boj.or.jp/wakaru/etc/kaikei.htm>)により作成。

企業会計審議会は、1998年3月13日、「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」、「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」、「連結キャッシュフロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」等3つの意見書を作成し公表した。研究開発費会計は、1999年4月以降開始する事業年度から施行されている。研究開発費関連基準を整備する背景には、「従来のわが国の会計基準においては、研究開発費を費用化するかあるいは繰延資産として計上し償却するかは会社が任意に選択することができた。このため、金額的に影響の大きい研究開発費の会計処理方法が企業により異なることにより企業間比較を歪める可能性があるという批判があった。また、研究開発費について国際会計基準が費用処理を強制していることから、国際間比較にも弊害があった。また、わが国の企業が研究開発費を繰り延べることにより不透明な会計となっているという国際的批判から、わが国の会計への不信感の一端ともなっている⁶⁾」という、問題点がある。また、2000年4月以降開始する事業年度から中間期に中間連結財務諸

表を作成し開示するようにしている。また、連結キャッシュフロー計算書も従来の補充的会計情報として役割することから脱皮して、正規の連結財務諸表として作成し、開示するようにしている。連結キャッシュフロー計算書の導入は、発生主義会計の利益情報が提供することができない企業のキャッシュフローに関する情報を提供することによって、企業の利害関係者たちの意思決定に有用な情報を提供することができる。なぜなら、キャッシュフロー計算書は、損益計算書及び貸借対照表が提供することができない追加的情報を提供⁷⁾するからである。

退職給付会計基準と関連して、1998年6月16日、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」が発表され、2000年4月1日以降に開始する事業年度から適用されている。しかし、適用上に問題がある企業に対しては2001事業年度から施行するように猶予期間を与えている。意見書によれば、事業主から従業員に支給される退職金は、支給方法と積立方法に関係なく、「退職給付」として一括し、同一の基準を適用することを要求することで、この内容は国際会計基準とアメリカの会計基準と類似点を持っている。すなわち、例えば、「退職一時金制度と退職年金制度との統合及び内部留保方式と外部積立方式との統一的処理を要求しており、退職給付債務として予測給付債務概念が採用され、予測給付債務と年金資産との相殺及び退職給付費用と年金資産の運用益との相殺(退職給付費用の純益計算)といった独特の処理⁸⁾」が求められている。また、意見書では、事業主が基本的にこうした年金債務を自らのバランスシートに計上することが義務づけられることが述べられている。

税効果会計は、1998年10月30日、「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」の公表によって、1999年4月1日から開始する事業年度から施行されている。また、中間財務諸表及び中間連結財務諸表には、2000年4月1日以降開始する中間会計期間から実施されている。税効果会計の必要性は、「法人税などの課税所得の計算に当っては企業会計上の利益の額が基礎となるが、企業会計と課税所得計算とはその目的を異にするため、収益または費用(益金または損金)の認識時点や、資産または負債の額に相違が見られるのが一般的である⁹⁾」とすることができる。したがって、税効果会計は、企業会計上の損益と税務会計上の損益との差異を調整するために必要な会計のことである。税効果会計を導入する場合、財務諸表上に「繰延税金資産及び繰延税金負債は、流動項目(流動資産または流動負債)と固定項目(投資その他の資産または固定負債)に分けて表示する。当期の法人税などとして納付すべき額及び法人税等調整額は、法人税などを控除する前の当期純利益から控除する形式¹⁰⁾」として表示するようにしている。税効果会計導入の効果は財務諸表利用者にとって会計情報の質が改善され、意思決定に対して有用性を高めることができることである。しかし、導入の趣旨とは逆に、税務上の繰越欠損金を織り込んで税効果会計を使用すれば、欠損を圧縮ないし解消する等の悪用も可能になる問題が発生する。

金融商品に対する時価会計は、1999年1月22日、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」が発表された。そして金融商品に対する時価評価が導入され、2000年4月1日から開

始する事業年度から実施されている。また、「その有価証券」に対する時価評価は、2001年4月1日以降開始する事業年度から適用されている。ここで金融商品とは、現金預金、金銭債権債務、有価証券以外にデリバティブ及びデリバティブを組み込んだ複合商品を含んだ概念である。これらの金融商品は、「色々な形態の取引市場において時価が形成されることから、取引所における価格に限らず、随時決済・換金ができる取引システムも含め時価を捉えることとした¹¹⁾」ということができる。金融商品を中心にする時価会計の導入は、会計の課題が「動態論」から「静態論」への移行、すなわち、会計観が損益計算書中心の利益計算から貸借対照表中心の財産計算へ転換することを示している。

外貨換算会計は、1999年10月22日、「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」を公表することによって、金融商品の会計基準の実施に合わせ、2000年4月1日以後開始する事業年度から適用するようにしている。この基準は、金融商品時価会計の導入と関連して、企業の財務活動の実態を反映させて、投資家に対する的確で有用な財務情報を提供することができるという必要性によって改正された。改正された内容は、金銭債権債務・有価証券・デリバティブ取引等はすべて決算時レートによって評価するようにしているが、支配目的で保有する子会社の有価証券に対しては取得時レートによって評価することを要求している。

また、現在確定された会計基準はないが、金融庁の企業会計審議会によって検討されている会計基準は、事業用固定資産に対する「減損会計」と「企業結合会計」がある。減損会計は、「減価償却による業績評価を全体としつつ、一定の事象が発生した場合に、資産の回収可能価額を測定し、新たな減価償却計算の基礎を提供する。この観点から減損会計の導入は原価配分による業績評価からの離脱でも資産の時価評価への移行を意味するでもない¹²⁾」。減損会計について国際会計基準は、原価配分の思考に基づく業績評価の一環として行われる手続の観点から説明している。日本では、会計基準の国際的調和を考慮して、IAS及びアメリカの会計基準を参考にし、審議を進行している。

また、企業結合会計は、企業の合併による承継資産をどのように評価するかに対する会計処理上の問題である。これに関連した会計処理法としては、持分プーリング法とパーチェス法の2つの考え方がある。持分プーリング法は、被結合会社の資産、負債及び資本を帳簿価額のまま受け入れる方法であるが、パーチェス法は、被結合会社の資産と負債を公正価値で評価し、資本との差額をのれんとして計上する会計処理法である。企業結合会計を導入するためには、承継する資産・負債とその評価、増加する資本金額とその内訳、のれんをどのように会計処理する方法が良いか等を検討する必要がある。2001年7月、審議会では、「減損会計」と「企業結合会計」についての検討の結果を報告したが、まだ、その導入時期は明らかにされていない。

財務会計基準機構の設立

1 設立動機

1998年を基点に、世界的に会計基準設定主体を巡り大きな変化が起きた。その大きな変化の特徴は、政府が持っている企業会計基準に対する設定権限を民間に委譲することである。日本は、すでに会計ビッグバンを通じて、国際会計基準との整合性を高めるように会計基準を改正した。その中で多くの部分を1999年4月以降開始する会計年度から施行していたが、それに対する評価はあまり高くなかった。特に、「1999年夏にわが国企業の作成する英文アニュアルレポートに『国際会計基準とは異なる』というような警句をつける『レジェンド問題』が発生¹³⁾」した。また、それについて、重要な契機となったことは、1999年12月、オランダのIASCの理事会の事件であった。すなわち、IASCが「グローバル・スタンダード」、会計基準の国際的統一化を効率的に適用するために、戦略作業部会によって遂行されたプロジェクトの結果¹⁴⁾を1999年12月の理事会で承認した。それによって、理事会は、提案された新組織の構造の核心となる「評議委員会(Trustees)」の会員19人を選任するようにする指名委員会(Nominating Committee)を組織し、7人のメンバーを選出¹⁵⁾した。しかし、日本は、メンバーとして選出されないという事態が発生した。この事件は、「いかにわが国の国際的発言力が小さいかということを表す事件であり、大きな衝撃であった。これらの事件を契機として、経済のインフラとしてのわが国会計基準に対する諸外国からの信頼を回復するためにはどうしたらいいのかということが真剣に検討され始めたのである¹⁶⁾」というように、日本が民間の会計基準設定機構を設立する動機となった。

2 設立経緯

日本における公式な会計基準設定主体に関する検討が始まってから、民間の会計基準設定機構が設立されるまで、その間、主導的に調査及び検討を行った機関は、自由民主党、日本公認会計士協会、経済団体連合会、大蔵省等の様々な機関である。その進展過程を機関別に見てみると次のとおりである。

自由民主党は、1999年8月、党金融問題調査会の中に「企業会計に関する小委員会」を設置し、会計基準設定主体の問題を取り上げる。小委員会は、1999年12月23日、11回に渡った会議の結果を「企業会計基準設定主体の拡充・強化に向けて(案)」というテーマで中間報告をし、会計基準設定主体のあり方と改革の方向として、「常設の機関であること、常勤の設定委員、常勤の専門スタッフをもつこと、政治・特定省庁、特定業界、特定学派等から、政策面はもとより予算や人事面などを含め、独立性をもつこと、透明性が高いこと(設定委員の選出過程、会計基準の設定議事の公開等)、国際性をもつこと、会計、監査基準に多様な価値観を反映させることができること、能動的な基準設定を行うためのダイナミズムをもつこと¹⁷⁾」等、

7つの条件を提案した。委員会は、民間または官の機関かは明示しないが、独立した会計基準設定機構設立の必要性を指摘している。

日本公認会計士協会内にあるプロジェクトチームは、2000年3月22日、意見書「わが国の会計基準設定主体のあり方について(骨子)」を公表した。その中で、「経済進展のスピードが益々早まり、国際的資本交流が深まる中で、次々と新たな会計基準の設定が迫られる事態も予想される。また、一方では国際会計基準委員会の全面的改組がなされ、それへの積極的な参加のための体制作りも急遽迫られている。これらの事態を勘案すると、今までの会計基準設定に係る企業会計審議会の努力は多とするが、現体制そのままでも今後とも対応していくことには無理があり、早急に即応できるための改革が必要と思われる¹⁸⁾」と指摘している。すなわち、意見書では、現在の会計基準設定体制のままでは、国際的環境の変化への適用において限界があったことを指摘し、独立性、透明性及び即時性を備えた常設の民間団体として会計基準設定主体の設置方を提示している。

経済団体連合会には、会計基準を巡る国際問題に機動的に対応するため、2000年1月17日、経済法規委員会の中に国際会計部会を設置し、会計基準の国際的信頼の回復、国際会計基準委員会の動向への確に対応する等、積極的に取り込むようにした。また、経団連は、「わが国証券市場の国際競争力を高めていくためには、海外制度と大きく相異なる会計に関する法制度や官主導の会計基準設定などのあり方までも含めた改革が必要である¹⁹⁾」という認識を持って、2001年3月27日、会計制度に関する総合的な改革を求める「企業会計制度に関する提言」を取りまとめ、建議するなど活発に活動している。

大蔵省では、2000年4月12日、金融企画局長の私的懇談会として、「企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会」を設置し、6回にわたって論議した結果「企業会計基準設定主体のあり方について(論点整理)」として取りまとめ、2000年6月29日に公表した。その中で、「民間分野における実務的な専門的知識や資源を常時・最大限結集できる枠組みの構築が必要となっているところであり、現行システムの問題点などを検証しつつ、積極的に民間主体の新しい枠組みを検討していくべきである²⁰⁾」という状況を認識した。また、民間方式に移行する場合には、その民間設定機構が有効に機能するように段階的に移行する必要性を指摘している。具体的な論点は、民間基準設定主体が確保すべき属性としての要件、組織運営・基準作成の体制等に対する論点、資金調達及び官民の役割分担の重要性など、機構の枠組みを提示している。

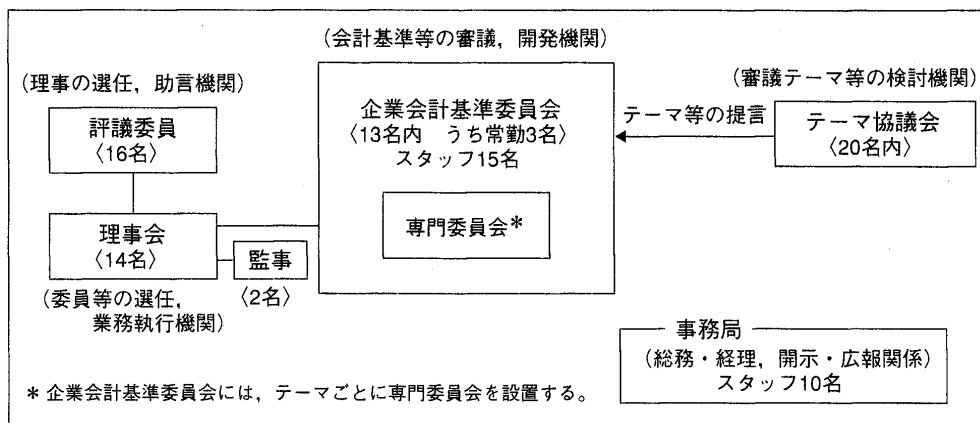
経済団体連合会などの10団体²¹⁾は、2001年2月28日、民間機関が企業会計基準の整備において主体的な役割を担うことを目的とした「企業会計基準委員会(仮称)」を早期に発足させることに合意し、その運営母体として「財団法人財務会計基準機構(仮称)」の設立準備等を行うための設立準備委員会を設置した。設立準備委員会の役割は、目的に合った組織及び資金調達等の具体的検討、設立等に必要の準備作業を行うことである。また、設立準備委員会は、「財団法人財務会計基準機構(仮称)」の安定的な運営をするために必要な資金を確保する目的で、2001

年4月から利害関係者等を対象として出捐協助及び会員加入を求めることを始めた。これらの過程を経て、2001年7月26日付で主務官庁である金融庁の許可を得て、「財団法人財務会計基準機構(Financial Accounting Standards Foundation : FASF)」を設立した。また、それを運営母体として、民間機関の会計基準設定機構、「企業会計基準委員会(Accounting Standards Board : ASB)」が設定された。

3 組織及び機能

日本における民間会計設定機構の運営母体として、「財団法人財務会計基準機構(以下、「財団」という)の組織は理事会、評議員会、企業会計基準委員会(以下、「委員会」という)、テーマ協議会等に構成されている。その組織は図-1のとおりである。

図-1 財務会計基準機構の組織図



(出典) 企業会計基準委員会のホームページ「組織」、2001.12.5 検索
(http://www.asb.or.jp/j_fasf/organization.html)。

各組織の機能と内容について『財団法人財務会計基準機構寄附行為』等²²⁾を中心に紹介する。まず、理事会は、業務執行機関として事業計画・予算の作成・執行、委員などの選任、資金調達など財団の運営全般を執行する。また、会計基準などの審議関係の事業は「委員会」にすべて委ね、「委員会」の審議そのものには関与しないように定める。また、「財団」の資産及び会計の監査、理事の業務執行を監査する機能として監事がある。役員は理事を10名以上15名(うち、理事長1名、常務理事2名)以内及び監事2名以内を任命するようにし、その任期は2年とし、再任が可能である。理事長及び常務理事は、理事の互選により、選任するように定める。理事の構成については、特定利害関係者からの影響をうけないようにするために、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の3分の1を越えないように規定している。理事会での

議決は、特別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決める。また、可否同数の時は、議長の判断によると定めている。

評議員会は、理事・監事の選任などを通じて行う業務運営のチェック・助言機関の役割をする。評議員は15名以上20名以内の非常任議員で構成されるが、特定の企業及び同一業界の関係者の占める割合をそれぞれ評議員現在数の3分の1を越えないように定めている。役員の任期は2年として、再任が可能となるようにしている。

企業会計基準委員会は、会計基準の開発、審議、国際的な会計基準の整備への貢献などを直接担当する財団の中心機関である。「委員会」は、会計基準の開発、審議の過程で、論点整理及び公開草案の作成、さらには、基準についての解釈に関する事項や基準以外での緊急課題への対応も行うことになる。また、「委員会」の内部には、専門の事項を調査審議する必要があるとき、専門委員会を置くことができる。また、委員長は企業会計基準などの開発、審議において円滑な業務のために補佐するように常勤の研究者をおくことができる。現在、国際対応専門委員会、実務対応専門委員会、自己株式等専門委員会等の3つの専門委員会があり、その中にワーキンググループを設置し調査審議するようにしている。委員会が行う審議の透明性を確保する観点から、議決されたものは一般に公開し、広く関係者の意見が反映されるようにしている。また、委員会は、原則的に公開で実施するようにしている。委員は委員長を含んで15名以内で、そのうち5名以内は常勤者で構成することができる。委員の任期は1期3年として、3期を限度とし、再任することが可能である。

テーマ協議会は、「委員会」が審議すべきテーマの選定の透明性を確保するため、「委員会」とは別の機関として、審議すべきテーマ及びその優先順位等について提言する機関である。テーマを協議するため、委員は議長1名を含む20名以内で非常任委員として構成することを定めている。委員の任期は1期2年として、3期が限度で連続して再任することが可能である。

4 会計基準設定プロセス及び事業内容

「委員会」がデュープロセスを通して開発し、公表する会計基準等は、企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告等3つのカテゴリーに区分し公表²³⁾する。

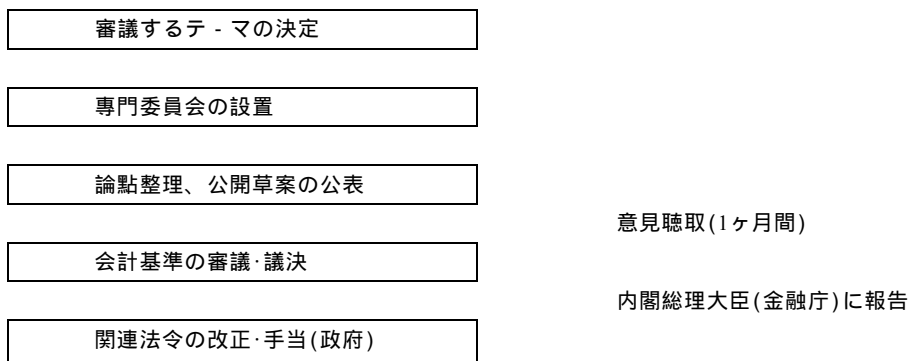
- (1) 企業会計基準 会計処理及び開示の基本となるルール
- (2) 企業会計基準適用指針 基準の解釈や基準を実務に適用するときの指針
- (3) 実務対応報告 基準がない分野についての当面の取扱いや、緊急性のある分野についての実務上の取扱い等

例えば、公開草案を公表するときは、企業会計基準公開草案、企業会計基準適用指針公開草案、実務対応報告公開草案とし、それぞれの区分ごとに付番号をつけて公表するようにしている。

また、「委員会」が会計基準等を設定する際に適用するデュープロセス²⁴⁾は、図-2 の手続に

要約することができる。まず、審議するテーマの選定は、テーマ協議会からの提言を受けたり、法律改正等で会計基準作成の必要が生じたときに、「委員会」で審議して決定する。次に、「委員会」は、審議するテーマが決まると、これに関する専門事項を調査審議して会計基準等の論点整理や草案を作成するために、「委員会」のなかに専門委員会を設置する。専門委員会は「委員会」の委員や研究員、実務家、公認会計士、会計学者等により構成される。次に、

図-2 「委員会」の企業会計基準の設定プロセス



(出典) 企業会計基準委員会のホームページ、「会計基準等の開発・公表の手続きについて」、2002.1.2検索(http://www.asb.or.jp/j_fast/index.html)により作成。

専門委員会は、会計基準等に関する論点整理や公開草案の原案を作成し、「委員会」に提出する。「委員会」は、提出された公開草案などの原案を審議し、委員現在数の5分の3以上の多数をもって決定する。これに議決された論点整理や公開草案を1ヶ月間公開し、一般からの意見を聴取する。その後、専門委員会は、公開された論点整理や公開草案への一般からの意見を十分に検討して、会計基準の原案を作成し、「委員会」に提出する。「委員会」は、会計基準原案を審議し、委員現在数の5分の3以上の多数をもって議決し、会計基準として公表するとともに、内閣総理大臣に報告するようにしている²⁵⁾。

設定された基準の効力は、「内閣総理大臣(金融庁)に報告し、必要な法令の改正・手当等が行われたとき²⁶⁾」に発効されると解釈することができる。日本の場合、企業会計基準設定権は、形式的には民間機関に委譲していたとすることができるが、実際的に政府がもっていたと言っても過言ではない。なぜなら、「企業会計基準の設定」という表現は、「財団」であまり使われていないからである。ただ、「企業会計基準の調査研究・開発等」の事業をする機関として認識している。それは「財団」の設立にも良く示されている。すなわち、「財団」の目的は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の調査研究・開発、ディスクロージャー制度その他企業財務に関する諸制度の調査研究及びそれらを踏まえた提言並びに国際的な会計制度への貢献等を行い、もってわが国における企業財務に関する諸制度の健全な発展と資本市場の健全性の確保に寄与すること²⁷⁾」と規定している。

「財団」が遂行する主な事業内容について、「寄付行為」第4条(事業)に5つ提示しているが、内容的に3つに要約することができる。第一に、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の調査研究及び開発に関連された事業である。今まで、企業会計審議会が担当した会計基準等の審議業務、公認会計士協会が実務指針解釈に関する業務をすべて承継し遂行する。しかし、また、現在すでに企業会計審議会で検討が進んでいるテーマについては、効率性の観点からもそのまま企業会計審議会で審議、完結させ、新たに発生してきたテーマから委員会において審議、開発を行っていくことになる²⁸⁾。すなわち、金融庁の企業会計審議会が会計基準の開発を推進しているテーマ、企業結合会計と固定資産の減損会計等の基準設定は従来どおり企業会計審議会が審議を続けることと予想される。第二に、国際的な会計基準の整備への貢献に関する事業である。国際会計基準への統一化が加速化されている現状と、国際会計基準審議会のリエゾン国として参加していることで、これらの事業に高い比重をおいていると思う。第三に、ディスクロージャー制度その他企業財務に関する諸制度の調査研究に関連する広報・研修事業である。この事業は、今の「財団」の母体ということが出来る、「財団法人企業財務制度研究会」が遂行した事業を承継することである。

「財団」の事業計画及び改革及びこれにともなう予算は、毎事業年度開始前に、理事会の議決及び評議員会の同意を経て内閣総理大臣に提出するように規定²⁹⁾している。また、事業報告及び決算は、每期事業年度終了後2ヶ月以内に、理事長が事業報告書、収支計算書、正味資産増減計算書、貸借対照表及び資産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了3ヶ月以内に内閣総理大臣に報告するように規定³⁰⁾することで、政府との関係を設定している。

5 資金調達

新たに発足した、民間の企業会計基準設定機構として、「財団」が成功するためには、レベルの高い企業会計基準を設定する必要がある。しかし、それらの実績も結局、堅実な組織運営が保障される場合だけに、達成可能である。充実した組織体制を確保及び維持するために、一番必要なことは、優秀な人材と安定的財源の確保という人的・物的条件が充足しているということである。しかし、優秀な人材も能力に相応なインセンティブを提供しないとき、確保することが不可能なことを考慮すれば、「財団」の運営に一番基本的なことは「安定的資金の確保」ということである。

「財団」の目的を設立趣旨に照らしてみると、運営上の独立性と企業会計基準の設定にとってプロセスに対する公正性・透明性の確保が強く要求されている。これらの側面を勘案すれば、独立性を損なわないで、安定的な資金の確保をすることが、もっと難しいことである。故に、「財団」は、特定の利害関係者集団に偏重しないように、幅広い各界からの資金を調達する必要がある。したがって、一般事業会社、公認会計士界、証券・投信等、銀行等、生・損保等、

調査研究機関、団体その他法人、個人などの各方面に会員加入及び出捐に対する協力を求めた。また、このように募集された会員からの年会費と関係各界の寄付金、出捐金などを持って、運営資金に充当している。

実際に、2001年の収支予算の編成において、収入の構成をみると、寄付金(64%)・会費(27%)・出捐金(8%)・一般事業等(1%)の収入の順で構成³¹⁾されている。これらの比率で見ると、寄付金の比率がとて高いことが分かる。また、2001年10月末の時点で財団の基本金は10億円あり、同時点で、出捐者は一般事業会社、公認会計士界、証券・投信等、銀行等、生・損保等、調査研究機関、団体その他法人、個人など合計375者がある。また、2001年11月8日現在、法人会員1,350人と個人会員65人が登録している³²⁾。年会費は、各一口に法人会員20万円、個人会員5万円であるが、複数の口の加入も可能である。「財団」は、会員に対して「企業会計基準案や実務指針あるいはQ&Aはじめ、会計基準案等の検討状況・国際会計基準等の動向などに関するタイムリーなメール等による情報提供に加え、企業会計基準やディスクロージャー制度等に関する刊行物や資料の配付、あるいはセミナー・講演会の開催など、財務会計に関する幅広いサービス³³⁾」等を提供する。

今後の課題

現在、会計基準をめぐる世界的な変化の趨勢は、国際会計基準を中心に統一化を目標として統合して行く過程にあるといえる。その代表的な例として、各国の証券監督業務を総括する機関として構成された証券監督者国際機構やバーゼル銀行監督委員会、欧州委員会等が国際会計基準への支持表明³⁴⁾等をあげることができる。また、何よりも国際会計基準審議会(IASB)が組織改編を通じて会計基準設定プロセスを変化させたことに注目しなければならない。すなわち、主要国の会計基準設定機構の長をIASB理事会のリエゾン(Liaison)メンバーとして参与させ、国際会計基準を設定するようにしている。これはIASBが設定する国際財務報告基準(IFRS)を世界的に適用させるために設定妥当性を高めて、会計基準の国際的統一化を達成することに最終の目標を置いているためである。

日本は内外環境の変化による要求に的確な対応をするための努力として、既に会計ビッグバンを通じて企業会計基準を国際的水準に設定し施行している。また、多様な利害関係を持つ専門家たちが参加する民間の会計基準設定機構を設立し、会計基準設定権を委譲することで、国内の様々な現実を反映することはもちろん、国際的に比較可能性が高い企業会計基準を設定するようにしている。これらの変化により、今後、日本における企業会計基準の設定だけでなく、企業の会計実務、公認会計士の会計監査、会計学の研究などの発展を促進することが期待される。また、国際的にも国際財務報告基準の設定など積極的な役割を遂行するために大きく作用することが予想される。今回の研究は、日本における会計ビッグバンと関連する企業会計基準

の国際化の内容及び民間の会計基準設定機構と関連されたことである。本研究を通じて発見することができた問題点を指摘し、今後さらに企業会計が発展するために必要と判断される内容について述べる。

第一に、日本の会計制度の一番大きい特徴は、商法・証券取引法・法人税法を中心とする、いわゆる「トライアングル体制」を持っていることである。これらの三つの会計制度に関連する法律は、それぞれ独立して存在するのではなく指向する目的は異なるが、商法を中心とする「商法優先体制」を維持し、発展してきた。しかし、会計ビッグバン以後、商法が支配した会計制度は、証券取引法の情報提供を指向する思考で転換されているといえる。いわゆる、会計ビッグバンを通じて新会計基準の導入は、証券取引法の観点からの会計制度へ変化した。すなわち、今までは商法が他の法律に影響を及ぼしたが、今後は証券取引法の会計が商法と法人税法へ影響を及ぼすことが予想される。現実的にも証券取引法上すでに新会計基準が導入及び施行されているが、まだ、商法の会計規定は改正されていない内容もある。これは外部環境の変化に急に対応するほど、所轄官庁がそれぞれ異なる国内の法律の内容を調整する余裕を持っていないからだと判断される。したがって、今後、会計実務の混乱を防止するためにも国内の会計関連法規の統一化をはかる努力が緊急に要求されている。

第二に、「財団」の運営に関連した点を指摘したい。「財団」には主要組織で理事会、評議委員会、企業会計基準委員会、テーマ協議会が設置されている。勿論、これらの各組織の機能、権限と責任が明確に区分されているので、業務上に高い独立性を確保することが可能であると思う。しかし、内部の組織間に葛藤または業務摩擦が発生する場合に、調整など解決する手段が用意されていない。特に、企業会計基準委員会とテーマ協議会の間には、業務の性格上異見が発生する余地があると思う。このような組織間に葛藤が発生するときに調整することができる機構は存在³⁵⁾しない。したがって、「財団」の場合、各内部組織間の円滑な意思疎通のために円満なリーダーシップが特別に要求されている。

第三に、会計基準委員会が設定する企業会計基準の効力に対して、その発生時点が明確でない点をあげたい。民間の企業会計基準委員会が企業会計基準を審議し、議決した時点で企業会計基準として有効となるのか、内閣総理大臣に報告し承認を受けた後に有効となるか、また、内閣総理大臣に報告し必要な措置、すなわち、法令の改正・措置等が行われた以後有効となるのが明確でない。ある者は、内閣総理大臣に報告し必要な法令の改正・措置される時を効力の発生時点としているが、その場合、民間の会計基準設定機構に対する役割に疑問をもつことになる。なぜなら、企業会計基準委員会が持っている企業会計基準の設定権限は非常に微弱なものであると判断されるからである。日本の場合、外部環境の要求に対応するために、形式的にその権限を委譲することになったが、実質的には企業会計基準の設定権限を政府が持っている。

第四に、「財団」の運営に必要な資金の安定的な確保の方法を用意することの必要性を指摘し

たい。現行の運営資金の収益内訳は先に明らかにしたように、会員の会費と出捐金の収益は、今後、財団の運営において大きな比率を占めることが予想される。現行の運営規定では、個人と法人会員は毎年の会費を納付するようになっている。これは、幅広い集団から資金を調達することによって、企業会計基準の設定にとって、その独立性を確保する側面からは肯定的とすることができる。しかし、十分に安定的な資金の確保がなされるとは限らないという短所を持っている。すなわち、財団が会員に提供する可能なサービスが限定されている状況下、持続的会員を確保することは、容易ではない。したがって、不安定な会員制への依存ということから継続的な寄付金または出捐金が要求されていると判断される。

第五に、国際的に整合性が高い企業会計基準を設定することが、一番の問題である。しかし、正しいインフラを構築することも重要であるが、会計の発展により重要なことは、遵守と実践の問題とすることができる。会計に関連する人々は、情報の「産出者」・「監視者」・「確認者」・「利用者」として分けることができる。企業は、透明と正直な会計情報を作成する責任を持つが、公認会計士は監査を通じて企業が産出した情報の品質を判断する役割を持つ。また、監督機関は情報の産出と統制のプロセスが良い作動をするかどうかをチェックする機能を担う。利用者は、三つのシステムによって作られた会計情報に対して有用性を付与する役割を担う。結局、会計が指向する意思決定に有用な情報は、企業、監査人、政府、利用者の「合作」であることである。したがって、企業会計基準を含む会計の発展になによりも必要な要因は、会計に関連するすべての利害関係者たちの倫理観の確立とみずからの役割を充実することであろう。

おわりに

最近の会計基準をめぐる世界的な変化は、国際会計基準を中心とする統一化を目標として統合して行く過程といえよう。証券監督者国際機構等の権威がある国際機構は国際会計基準に対して支持を宣言した。また、IASB は、自体の組織改革及び会計基準設定プロセスを変化させた。

日本は、内外環境の変化に的確に対応するために、会計ビッグバンを通じて企業会計基準を国際会計基準と整合性を持つように設定し、施行している。また、多様な利害関係を持っている専門家が参与する民間の会計基準設定機構を設立し、会計基準設定権を委譲することで、国内の様々な現実を反映することはもちろん、国際的にもさらに比較可能な企業会計基準を設定するようにしている。

本研究の焦点は、日本の会計ビッグバンと関連する企業会計基準の国際化の内容と民間の会計基準設定機構に関連する現状をみてきた。そして、日本の会計の発展に必要な内容を示した。第一に、会計関連法規を統一的に調和化し、会計実務の混乱を防止する必要性を述べた。第二に、会計基準設定機構の内部組織間に発生しうる問題点を指摘し、円滑な意思疎通とリー

ダーシッパの必要性を述べた。第三に、民間の会計基準によって設定された基準の効力の発生時点についての曖昧性を指摘した。第四に、「財団」の運営に必要な資金が安定的に確保される必要性を強調した。第五に、正しい会計慣行の定着と会計制度の形成のために、利害関係者集団の倫理観の確立とみずからの役割の充実を強調した。

最近の会計制度をめぐる変化は、今後、日本の企業会計基準の設定だけでなく、企業の会計実務、公認会計士の会計監査、会計学の研究等の発展を促進することであろう。また、国際的な役割においても、国際財務報告基準の設定への参加等、活発な活動を遂行することが期待されている。

<注>

- 1) 国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee、IASC)は、2001年4月1日付に、国際会計審議会(International Accounting Standards Board、IASB)で組織及び設定プロセスを変更した。また、今後、IASBが設定する会計基準の名称は、国際会計基準(International Accounting Standards、IAS)から国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards、IFRS)に変わった。
- 2) 若杉明、「21世紀を迎え、企業会計の将来を展望する」『税経通信』Vol.56No.1 特別解説特集、2001.1、18頁。
- 3) ゴールドマン・サックス・バイスプレジデントのマーシュ・グッドマン、「『透明性』信頼回復のカギ」『日本経済新聞』、1998.4.14。
- 4) 加古宜士、「グローバル・スタンダードとトライアングル体制」『企業会計』Vol.54 No.1、中央経済社、2002.1、20頁。
- 5) 企業会計審議会、「連結財務諸表原則」第1条、1997。
- 6) 蜂屋浩一、「新世紀の会計詳説、5.研究開発費等会計」、『Cyber Seminar』{ホームページから2002.1.7検索(http://glovvia.fujitsu.com/jp/cybersmr/sinkaikei/01_a5_01.html)}。
- 7) 「発生主義利益とキャッシュフローは、それぞれが異なった用途に適した尺度であり、相互補完的ではあっても、一方が他方を代替するような関係にはない(桜井久勝、「キャッシュフロー計算書」『税経通信』Vol.56 No.1 別冊付録、2001.1、57頁)。
- 8) 徳賀芳弘、「退職給付会計」『税経通信』Vol.56 No.1 別冊付録、2001.1、65頁。
- 9) 企業会計審議会、「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」、1998.10.30{金融省ホームページから2002.1.7検索(http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikai/tosin/1a918.htm)}。
- 10) 企業会計審議会、「前掲意見書」、1998.10.30{金融省ホームページから2002.1.7検索(http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikai/tosin/1a918.htm)}。
- 11) 企業会計審議会、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」、1999.1.22{金融省ホームページから2002.1.7検索(http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikai/tosin/1a922.htm)}。
- 12) 阿倍光成、「資産の減損」『企業会計』Vol.54 No.1、中央経済社、2002.1、82頁。
- 13) 松山雅、「前掲論文」、30頁。
- 14) 1996年にIASCはグローバル・スタンダードという目的に効率的に適用するためには大きな変革が必要と認識して、これらの問題を解決するために戦略作業部会(Strategic Working Party、以下「SWP」という)を設置することで合議した。したがって、1997年SWPを設置し、「コア・スタンダード」の完成後にとらなければならない戦略及び組織構造を検討する活動が始まった。1998年12月7日、SWPが「IASCの将来像(Shaping IASC for the Future)」という討議書(Discussion Paper、以下「DP」という)を公表した。「DP」の主要内容は、IASCを巡らす環境変化に対応するためにIASCの組織構造改革案を提示している。また、1999年11月30日、「DP」に対するコメントを加えて修正案を理事会に提出し、理事会がこれを協議するようにした。1999年12月16日、オランダの理事会に最終報告書「IASCの将来像への勧告(Recommendations on Shaping IASC for the Future)」が提出された(拙稿、「国際会計基準の調和化と統一化」、『未掲載される』、2001年、3~4頁)。
- 15) 指名委員会に選出された委員は、ドイツ(1)、アメリカ(2)、英国(1)、フランス(1)、香港(1)、オースト

日本における企業会計制度の国際化(咸)

- ラリア(1)の6ヶ国の7人で構成された(山崎彰三・山田辰己「IASC 理事会報告」『JICPA ジャーナル』No.536 MAR.2000、84頁)。
- 16) 松山雅、「前掲論文」、30頁。
 - 17) 自由民主党・金融問題調査会の企業会計に関する小委員会、「企業会計基準設定主体の拡充・強化に向けて(案)」『企業会計』、2000Vol.52No.3、17頁。
 - 18) 日本公認会計士協会、「わが国の企業会計基準設定主体のあり方について(骨子)」『企業会計』、2000Vol.52 No.5の付録、75頁。
 - 19) 経済団体連合会のホームページ「経団連の最近の動き(2001年3月)」、2001.12.5 検索 (<http://www.keidanren.or.jp/japanese/news/info/if200103.html>)。
 - 20) 企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会、「企業会計基準設定主体のあり方について(論点整理)」『企業会計』、2000Vol.52No.9、159頁。
 - 21) この10団体とは、経済団体連合会、日本公認会計士協会、全国証券取引所協議会、日本証券業協会、全国銀行協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本商工会議所、日本証券アナリスト協会、企業財務制度研究会のことである。
 - 22) 本内容は、「財団法人財務会計基準機構寄附行為」、松山雅、「財務会計基準機構の設立と会計基準などの開発体制」『商事法務』No.1606(2001.9.25)、31~33頁、企業会計基準委員会のホームページ、2001.12.1 検索(<http://www.asb.or.jp>)等を参考にして作成した。
 - 23) 企業会計基準委員会のホームページ、「会計基準等の開発・公表の手続きについて」、2002.1.2 検索 (http://www.asb.or.jp/j_fasf/index.html)。
 - 24) この部分を作成するにあたり参考した資料は、「委員会」のホームページ、「会計基準等の開発・公表の手続きについて」(2002.1.2 検索、http://www.asb.or.jp/j_fasf/index.html)、「財団法人財務会計基準機構の寄付行為」の第6章『企業会計基準委員会』である。また、本研究者が会計基準設定のデュープロセスに関して質疑にて、私見を前提として回答された内容を基に作成した。
 - 25) 「『委員会』は、企業会計の基準及びその実務上の取扱いに関する指針を開発したときは、遅滞なくその内容を内閣総理大臣に報告しなければならない」というように規定している(「財団法人財務会計基準機構寄附行為」第33条2号)。
 - 26) 古内和明(企業会計基準委員会の研究員)、「会計基準の効力の発生時点」に対する質疑に回答(2001年12月)。
 - 27) 財務会計基準機構、「財団法人財務会計基準機構の寄付行為」の第3条『目的』(2001.7.26)。
 - 28) 松山雅、「前掲論文」、33頁。
 - 29) 財務会計基準機構、「前掲寄付行為」第10条『事業計画及び予算』(2001.7.26)。
 - 30) 財務会計基準機構、「前掲寄付行為」第11条『事業報告及び決算』(2001.7.26)。
 - 31) 企業会計基準委員会のホームページ、「収支予算書」、2001.12.1 検索 (http://www.asb.or.jp/j_fasf/budget.pdf)により作成。
 - 32) 企業会計基準委員会のホームページ、「出捐者一覧・会員一覧」、2001.12.1 検索 (http://www.asb.or.jp/j_fasf/members.html)により作成。
 - 33) 経団連ホームページ、「財団法人財務会計基準機構(仮称)の会員募集のご案内及びご出捐方お願いについて」、2001.12.5 検索(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/news/announce/200104b.html>)。
 - 34) 証券監督者国際機構は、2000年5月17日、「外国会社が国際的に資金調達する際に使用する財務諸表の作成基準として国際会計基準を認める」と支持を表明した。パーゼル銀行監督委員会は、2000年4月17日、「国際会計基準委員会により設定された会計基準を支持し、この重要な分野における将来の進展を見守るために国際会計基準や銀行業務と密接な対話を続けていくつもりである」と述べた。欧州委員会は、2000年6月13日、「欧州における財務報告に関する将来的戦略」として、国際会計基準の適用を2000年中に欧州連合国に要請する「コミュニケ」を公表した。また、2001年2月13日、「2005年までに定式に欧州全ての上場企業にIASを適用した連結財務諸表を要求する規則」とするよう要請した。これは未上場会社にもIASを適用するよう選択可能にすることも含めている(横山明、「動き出した国際会計基準グローバル化の道」『横山明のホームページ』、2000年10月1日検索、(<http://www.hi-ho.ne.jp/yokoyama-a/kokusaikaikai.htm>))。
 - 35) 例えば、韓国の会計基準設定機構は、組織間の業務上意思疎通の円滑化をはかるために会計基準委員会の常任委員(委員長・副委員長各1人)が理事会のメンバーとして参加している。また、副委員長は、諮問委員会の委員長を兼職するようして組織間の意思疎通の役割を担当するようになっている。

主指導教員(木下勝一教授)、副指導教員(泉田榮一教授・谷浦孝雄教授)